

業 務 改 善 命 令

処分日：令和5年5月10日

業者名（代表者名） ・登録番号・登録日	登録上の営業所所在地	処分理由（違反事項）
アクト・ウィル株式会社 （谷口 友祐） 東京都知事（4）第31521号 令和5年3月20日	東京都豊島区東池袋三丁目11番9 号 三島ビル301	・貸金業務取扱主任者の 設置義務違反（※）

1 業務改善の内容

資金需要者等の利益の保護を図るため、処分理由（違反事項）と同種事案の再発防止に関し、次に掲げる事項について必要な措置を講じ態勢の整備を図ること。

- ・ 営業所に常時勤務する貸金業務取扱主任者を置くこと。
- ・ 貸金業に関する法令の規定を遵守してその貸金業の業務を適正に実施するため、法令、社内規則等に基づき、貸金業務取扱主任者が貸金業の従業者に対し適切に助言・指導を行うことができるための十分な体制を整備すること。

【参考】

（※）貸金業務取扱主任者の設置義務違反

当該貸金業者は、貸金業法で定める貸金業務取扱主任者を登録営業所に常時勤務させていませんでした。